

## 「瑞浪市子ども・子育て会議」について

### 1 会議の役割について

「瑞浪市子ども・子育て会議」は、瑞浪市の子育て支援施策に子育て当事者の意見を反映させることを目的に、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく合議制の機関として設置しています。

#### 具体的な審議事項

- ① 特定教育・保育施設（注 1）、地域型保育施設（注 2）の利用定員の設定に関すること
- ② 「瑞浪市子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更に関する意見聴取
- ③ 瑞浪市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的推進や実施状況の調査審議

### 2 会議の委員構成について

瑞浪市子ども・子育て会議の委員は、保護者、子育て支援事業従事者、経済団体関係者、労働者団体関係者、学識経験者等、20人以内で構成します。

（注1） 特定教育・保育施設・・・市が認めた、保育園（幼稚園）、幼稚園、認定子ども園をいいます。

（注2） 地域型保育施設・・・市が認めた、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業をいいます。